埼玉県報

埼玉県発行

目次

訓令
○埼玉県教育委員会職員倫理規程の一部を改正する訓令（教委・総務課）一
告示
○特定非営利活動法人の設立に係る公告（東部創造）二
○特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（秩父創造）二
○埼玉県総合リハビリテーションセンターの使用料及び手数料の収納事務委託（総合リハビリテーションセンター）二
○大規模小売店舗の変更に関する公示（商業支援課）三
○　〃　（　〃　）三
○大里用水土地改良区の役員退任届（大里農林）四
○さいたま都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）四
○さいたま都市計画高度利用地区の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）四
○さいたま都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧（　〃　）四
○さいたま都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（　〃　）四
○さいたま都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧（　〃　）四
○草加都市計画高度地区の決定に係る図書の写しの縦覧（　〃　）四
○入間都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（　〃　）五
○開発行為に関する工事の完了公告（建築指導課）五
○　〃　（飯能県土）五

訓令

埼玉県教育委員会訓令第六号

埼玉県教育局
県立教育機関

埼玉県教育委員会職員倫理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年四月十七日

埼玉県教育委員会委員長　石　川　正　夫

埼玉県教育委員会職員倫理規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育委員会職員倫理規程（平成十年埼玉県教育委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「自覚すべき事項」の下に「、入札談合等関与行為の防止に関して遵守すべき事項」を加える。

第十二条を第十四条とし、第十一条を第十三条とし、第十条を第十二条とし、第九条の二を第十一条とし、第五条から第九条までを一条ずつ繰り下げ、第四条の次に次の一条を加える。

（入札談合等関与行為の禁止）

第五条　職員は、次に掲げる入札談合等関与行為をしてはならない。

一　事業者又は事業者団体の会合に出席し、事業者毎の年間受注目標額を提示し、その目標を達成するよう調整を指示すること。

二　事業者若しくは事業者団体の働きかけに応じ、又はこれらの者に自ら働きかけ、受注者を指名し、又は受注を希望する業者名を教示し、若しくは示唆すること。

三　事業者又は事業者団体に対して、本来公開していない予定価格を漏洩すること。

四　事業者又は事業者団体以外の第三者の求めに応じて、本来公開していない予定価格を漏洩すること。

五　入札談合等を容易にすることを目的として、指名競争入札において、事業者若しくは事業者団体からの依頼を受け、又はこれらの者に自ら働きかけ、特定の事業者を入札参加者として指名すること。

六　入札談合等を容易にすることを目的として、事業者又は事業者団体からの依頼を受け、これらが作成した割付表を承認すること。

七　入札談合等を容易にすることを目的として、事業者若しくは事業者団体からの依頼を受け、又はこれらの者に自ら働きかけ、分割発注を実施し、発注基準を引き下げる等発注方法を変更すること。

八　前各号に掲げるもののほか、入札談合等に関与する行為であって、入札等の公正を害すべき一切の行為を行うこと。

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。

告　示

埼玉県告示第六百五十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部ＮＰＯ活動推進課及び埼玉県東部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県ＮＰＯ情報ステーション（http://www.saitamaken-npo.net/））により縦覧に供する。

平成十九年四月十七日

埼玉県知事　上　田　清　司

一　申請のあった年月日

平成十九年四月五日

二　申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人いきいき社会生活センター

三　代表者の氏名

車塚　文彦

四　主たる事務所の所在地

埼玉県久喜市栗原三丁目七番地の十九

五　定款に記載された目的

この法人は、少子高齢化社会の到来に備え、幼児から高齢者までが元気で生き生きした社会生活を送ることのできる安心・安全な地域社会実現のため、多くの人々の知恵を結集して共に考え、学習し、行動し、情報を発信して地域住民の保健、医療、福祉及び社会生活の向上を図ることを主な目的とする。

埼玉県告示第六百五十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部ＮＰＯ活動推進課及び埼玉県秩父地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県ＮＰＯ情報ステーション（http://www.saitamaken-npo.net/））により縦覧に供する。

平成十九年四月十七日

埼玉県知事　上　田　清　司

一　申請のあった年月日

平成十九年三月三十日

二　特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人森

三　代表者の氏名

山口　芳夫

四　主たる事務所の所在地

（変更前）埼玉県秩父市大滝四二七七番八

（変更後）埼玉県秩父市大滝四六七七番一

五　定款に記載された目的

この法人は、森林の恵みを受ける清流荒川・上下流域の連携によって秩父及びその周辺地域における森林機能の向上、温暖化防止施策・資源の有効活用を行うために森林の維持管理・活用・環境緑化等に関する事業を行い、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第六百五十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設の使用料及び手数料の収納事務を、同表の中欄に掲げる者に、下欄に掲げる期間委託した。

平成十九年四月十七日

埼玉県知事　上　田　清　司

施設の名称	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県総合リハビリテーションセンター	埼玉県さいたま市大宮区大門町三丁目四二番五号　太陽生命ビル　６Ｆ　株式会社　日本医療事務センター　埼玉支社支社長　川部　陽	平成十九年四月一日から平成二十年九月三十日まで

埼玉県告示第六百五十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年四月十七日

埼玉県知事　上　田　清　司

一　届出の概要等

イ　大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニー本庄ショッピングセンター

本庄市南一丁目二番十号

ロ　変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名変更

（変更前）

昭栄本庄ショッピングセンター

（変更後）

ユニー本庄ショッピングセンター

ハ　変更年月日

平成十九年一月三十日

ニ　届出年月日

平成十九年四月四日

二　縦覧期間

平成十九年四月十七日から平成十九年八月十七日まで

三　縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県北部産業労働センター

四　意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ　意見書提出期間

平成十九年四月十七日から平成十九年八月十七日

ロ　意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第六百五十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年四月十七日

埼玉県知事　上　田　清　司

一　届出の概要等

イ　大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニー大桑店

加須市鳩山町十番地十

ユニー本庄ショッピングセンター

本庄市南一丁目二番十号

ユニー川本店

深谷市上原四百六十四番地他

ロ　変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名変更

（変更前）

ユニー株式会社　代表取締役社長　佐々木孝治

（変更後）

ユニー株式会社　代表取締役社長　前村哲路

ハ　変更年月日

平成十九年二月二十一日

ニ　届出年月日

平成十九年四月四日

二　縦覧期間

平成十九年四月十七日から平成十九年八月十七日まで

三　縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部産業労働センター（ユニー大桑店のみ）

埼玉県北部産業労働センター（ユニー大桑店以外）

四　意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ　意見書提出期間

平成十九年四月十七日から平成十九年八月十七日まで

ロ　意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第六百五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、大里用水土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成十九年四月十七日

埼玉県知事　上　田　清　司

職名	氏名	住所
理事	小久保　幸一	熊谷市万吉八一六番地

埼玉県告示第六百六十号

さいたま市からさいたま都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成十九年四月十七日

埼玉県知事　上　田　清　司

埼玉県告示第六百六十一号

さいたま市からさいたま都市計画高度利用地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成十九年四月十七日

埼玉県知事　上　田　清　司

埼玉県告示第六百六十二号

さいたま市からさいたま都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成十九年四月十七日

埼玉県知事　上　田　清　司

埼玉県告示第六百六十三号

さいたま市からさいたま都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成十九年四月十七日

埼玉県知事　上　田　清　司

埼玉県告示第六百六十四号

さいたま市からさいたま都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成十九年四月十七日

埼玉県知事　上　田　清　司

埼玉県告示第六百六十五号

八潮市から草加都市計画高度地区の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成十九年四月十七日

埼玉県知事　上　田　清　司

埼玉県告示第六百六十六号

入間市から入間都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成十九年四月十七日

埼玉県知事　上　田　清　司

埼玉県告示第六百六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年四月十七日

埼玉県知事　上　田　清　司

一　許可番号

平成十九年二月八日

指令杉整第一八〇一〇九一号

二　検査済証番号

平成十九年四月十一日第二号

三　開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷲宮町大字西大輪字上古川二〇五一—一　外十一筆

四　開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都武蔵野市境二丁目二番二号

株式会社　飯田産業

代表取締役　兼井　雅史

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年四月十七日

埼玉県飯能県土整備事務所長

根　岸　　功

一　許可番号

平成十九年三月十五日

指令飯整第一八〇〇三七一号

二　検査済証番号

平成十九年四月十一日

飯整第一八〇〇六五号

三　開発区域に含まれる地域の名称

入間郡毛呂山町大字岩井字琵琶橋一四六七番一、二二七〇番

四　開発許可を受けた者の住所及び氏名

入間郡毛呂山町大字毛呂本郷一四〇番地三

有限会社　らいせる

代表取締役　中村　芳樹

発行日	毎週火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円（郵便料金を含む。）
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 〇四八—八二四—二一一一（代表） 埼玉県報ホームページアドレス http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三—一—一〇 〇四八—八六二—二九〇一（代表）